国立研究開発法人国立長寿医療研究センター人材活用等に関する方針

「研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律(平成二十年六月十一日法律第六十三号。以下「研究開発力強化法」という。)」第二十四条の規定に基づき、国立研究開発法人国立長寿医療研究センターにおける人材活用等に関する方針について以下のとおり定める。

1 趣旨

国立研究開発法人国立長寿医療研究センター(以下「センター」という。)は、健康・医療戦略推進法(平成26年法律第48条)に定める基本理念に則り、先端的、学際的又は総合的な研究、すなわち医療分野の研究開発及びその成果の普及並びに人材の育成に積極的に努め、研究開発等を推進していくこととされている。

また、センターは、高度専門医療に関する研究等を行う国立研究開発法人に関する法律(平成20年法律第93号)第3条第6項に基づき、加齢に伴って生ずる心身の変化及びそれに起因する疾患であって高齢者が自立した日常生活を営むために特に治療を必要とするもの(以下「加齢に伴う疾患」という。)に係る医療に関し、調査、研究及び技術の開発並びにこれらの業務に密接に関連する医療の提供、技術者の研修等を行うことにより、国の医療政策として、加齢に伴う疾患に関する高度かつ専門的な医療の向上を図り、もって公衆衛生の向上及び増進に寄与することとされている。

センターでは、このような医療政策を牽引するためには、優秀な人材の確保及び 育成が特に重要であると認識し、国内外の有為な人材、リーダーとして活躍できる 人材の育成拠点となるよう、人材活用等に関する方針を示すものである。

- 2 研究開発等の推進における若手研究者等の能力の育成・活用
 - (1) 研究の推進に必要な研究者を確保するため、研究関係機関に公募のお知らせを行うとともにホームページに公募の内容を掲載する。
 - (2) 応募のあった研究者については、書類等の選考により採用する。
 - (3) 若手研究者には、若手研究者による研究発表会を実施し、研究等に関する知識や能力等の向上を図る。
 - (4) センターの研究施設を利用して加齢に伴う疾患に係る医療に関連する領域で研究を行うことを希望する者(大学院生及び大学生を含む)は、書類等の選考により「研究生」として受け入れる。
 - (5)女性が働きやすい環境の整備に努める。

3 卓越した研究者等の確保

- (1) 研究の推進に必要な研究者を確保するため、研究関係機関に公募のお知らせを行うとともにホームページに公募の内容を掲載する。
- (2) 応募のあった研究者については、書類等の選考により採用する。
- (3) センターが推進する研究に関して、高度な専門知識、技術等を提供し、センターの役職員と共同研究を行うことを目的とする研究者は、書類等の選考により「特別客員研究員」「客員研究員」又は「外来研究員」等として受け入れる。
- (4) 女性が働きやすい環境の整備に努める。

4 研究開発等に係る人事交流の促進

- (1)加齢に伴う疾患に対する研究・診療などを実施している大学や独立行政法人 国立病院機構、医療機関等との人事交流を推進する。
- (2) 研究者や医師等の育成のため連携大学院との人材交流を推進する。
- (3) 産官学の人材・技術の流動性を高め、高度かつ専門的な医療技術の研究開発 を推進するため、クロスアポイントメント制度等により、大学、公的研究機関、 企業等との人事交流を図る。

5 研究開発等の推進のための基盤の強化(人材の育成・活用によるもの)

- (1) 認知症施策推進総合戦略(新オレンジプラン)をはじめとする政策の動向に呼応しながら認知症サポート医や認知症初期集中支援チーム、高齢者医療・在宅医療総合看護等の研修や講演等を行い、加齢に伴う疾患に対する研究・診療の分野でリーダーとして活躍する人材の育成を行う。
- (2) 国際老年学・老年医学協会マスタークラス等、国内外において老年医学研究者の育成を行う。
- (3) 加齢に伴う疾患に対する研究・診療に関して、国内外の病院から研修生の受入等を行い、幅広い人材育成を行う。
- (4) 将来専門家として活躍する人材の育成のため、老年医学に関する医学生向けのセミナーを実施する。